

# 関東信越税理士会 熊谷支部8月例会次第

日時 平成24年8月7日(火)

午後3時50分～

場所 ホテルガーデンパレス

## 1. 会務報告

(1) 6月19日(火)	例会・署との協議会	於	ホテルガーデンパレス
(2) 6月19日(火)	支部第32回定期総会	於	ホテルガーデンパレス
(3) 6月21日(木)	熊谷青色申告会通常代議員総会	於	マロウドイン熊谷
(4) 6月22日(金)	本会総会	於	パレスホテル大宮
(5) 7月1日・2日	嶋田茂会員 通夜・告別式	於	メモリアル彩雲
(6) 7月19日(木)	県連総会	於	パレスホテル大宮
(7) 7月27日(金)	日本政策金融公庫との金融懇談会	於	矢ない
(8) 7月31日(火)	熊谷法人会青年部研修会	於	寄居町商工会館
(9) 8月 1日(水)	正副支部長・署との協議会	於	熊谷税務署
(10) 8月 1日(水)	正副支部長・地域長会議	於	支部事務局
(11) 8月 3日(金)	南部地区委員会	於	廣川

## 2. 会務予定及び連絡事項

### (1) 支部研修会

日時 8月7日(火)午後1時45分～3時45分

場所 ホテルガーデンパレス

### (2) 県連支部長会

日時 8月7日(火)午後2時30分～4時30分

場所 埼玉県税理士会館

### (3) 例会・地域例会・署との協議会

日時 8月7日(火)午後3時50分～

場所 ホテルガーデンパレス

### (4) 支部納涼会

日時 8月7日(火)午後5時00分

場所 ホテルガーデンパレス

### (5) 東部地区委員会

日時 8月8日(水)午後6時00分～

場所 しなのや

### (6) 北部地区委員会

日時 8月17日(金)午後6時00分～

場所 満る岡

### (7) 中央地区委員会

日時 8月21日(火)午後6時30分～

場所 いづみ寿司

### (8) 大里地区委員会

日時 8月22日(水)午後6時00分～

場所 美ゆき

### (9) 西部地区委員会

日時 8月24日(金)午後6時30分～

場所 割烹まんまる

### (10) 深谷地区委員会

日時 8月27日(月)午後6時00分～

場所 きんとう旅館

### (11) 正副支部長・署との協議会

日時 9月3日(月)午後4時00分～

場所 熊谷税務署

### (12) 正副支部長・地域長会議

日時 9月3日(月)午後5時00分～

場所 支部事務局

- (13) 県連支部長会・埼玉県法人会連合会との協議会  
 日時 9月4日(火)午後2時00分～  
 場所 ラフレさいたま
- (14) 理事推薦委員会  
 日時 9月7日(金)午後12時15分～  
 場所 ホテルガーデンパレス
- (15) 支部親睦ゴルフ大会  
 日時 9月14日(金)8時35分スタート  
 場所 熊谷ゴルフクラブ
- (16) 青色申告会連合会  
 日時 9月26日(水)～27日(木)  
 場所 山形県 湯野浜温泉
- (17) 三者懇談会  
 日時 10月9日(火)午後12時30分～  
 場所 ホテルガーデンパレス
- (18) 県連ソフトボール大会  
 日時 10月12日(金)  
 場所 東京健保組合大宮運動場
- (19) 東京一日研修会  
 日時 11月2日(金)予定

### 3. その他の協議報告事項

〈派遣関係〉支部

- (1) 熊谷市水道事業運営審議会委員 渡辺実会員  
 (2) (社)熊谷法人会税務相談会講師派遣 天笠裕司会員  
 (3) 県立深谷商業高等学校情報会計専攻科講師派遣(財表) 中澤仁之会員

### 4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

### 5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

新規入会

飯島由美子(平成24年7月25日登録 女性部・研修部)

〒360-0037 熊谷市筑波1-159-2 TEL 048-577-3033

退会

吉田武夫(平成24年7月31日 業務廃止)

### 6. 次回例会予定

日時 9月7日(金) 午前9時30分 署との協議会・支部例会・地域例会

場所 ホテルガーデンパレス

\*バス 午前9時10分 熊谷駅南口・熊谷市役所発

支部研修

日時 9月7日(金) 午前10時40分～11時40分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 「今、中東で何が起きているのか?」

講師 元 在チュニジア日本国大使 小野安昭氏

支部会員名簿正誤表

小島周二会員 メールアドレス taxkojma@tkcnf.or.jp→ taxkojima@tkcnf.or.jp

### 7. 支部ホームページ

ユーザー名 kumazei

パスワード kuma2012

支部ホームページアドレス

<http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

\* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

# 埼税協熊谷地域 8 月例会

平成 24 年 8 月 7 日 (火)

於 ホテルガーデンパレス

## 会務報告

24. 6. 1 (金) 第 2 回地域長会  
(時間, 場所) 12:00～ ラフォーレ清水園  
(議 題) (1) 全税共ブロック別業推について  
(2) 書籍の無償配付について  
(3) 地域助成金について
24. 7. 25 (水) 第 3 回地域長会  
(時間, 場所) 14:00～ ラフォーレ清水園  
(議 題) (1) 提携希望企業について  
(2) 全税共事業について  
(3) 実務勉強会について
24. 8. 3 (金) 全税共業務推進協議会  
(時間, 場所) 15:30～ ラフォーレ清水園  
(協議事項) (1) 平成 23 年度全税共業務推進の結果について  
(2) 全税共実績について  
(3) 平成 24 年度全税共業務推進の施策について  
(4) 保険会社各社の取り組み方について

平成24年8月7日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部  
支部長 渡辺 実  
副支部長 萩原 直幸  
地域長 林 法政  
研修部長 曾根 和也

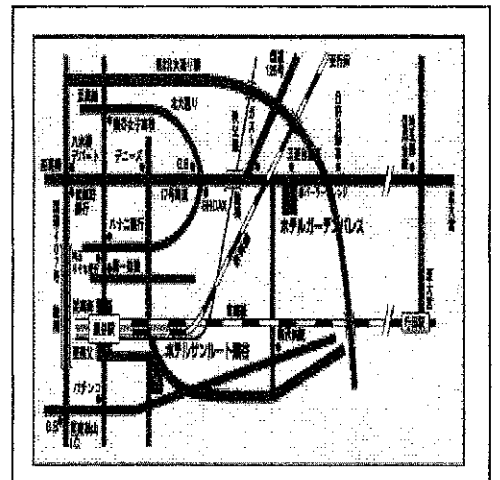
## 税理士会36時間規定研修 平成24年度支部研修会のご案内

拝啓 会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。  
さて、今回は元 在チュニジア日本国大使をお招きし、ご講演いただきます。  
何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けま  
すよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 平成24年9月7日(金) 午前10時40分～11時40分  
場所 ホテルガーデンパレス  
内容 「今、中東で何が起きているのか?」  
講師 元 在チュニジア日本国大使  
現 中東リンクス 小野安昭氏  
対象 税理士会会員及び職員  
バス 午前9時10分に下記の2カ所よりバスが発進  
します。  
熊谷市役所付近 熊谷駅南口  
単位 1単位



\*8月27日(月)までに支部事務局宛お申し込み下さい。  
きりとり不要 FAX 048-521-9612

平成24年9月7日の支部研修会出席人数は

会員 \_\_\_\_\_ 名      事務所職員 \_\_\_\_\_ 名      合計 \_\_\_\_\_ 名

会員事務所名 \_\_\_\_\_

平成24年8月7日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部  
支 部 長 渡 辺 実  
副支部長 内 田 守一  
福祉共済部長 長谷部好一

## 東京一日研修会申込書

残暑の候、皆様方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。  
さて、本年も東京一日研修会を下記の通り開催する事となりましたのでご案内致します。  
多くの会員の先生にご参加頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

### 記

日 時 平成24年11月2日(金)  
場 所 税制研修 衆議院議員会館 10:00～11:30  
昼食～東京消防庁本所防災館 12:00～16:45  
東京ゲートブリッジ(バス車中にて見学)  
屋形船にて東京港クルーズ宴会 18:30～20:40  
※当日の具体的なスケジュールについては後日改めてご案内致します。  
集合場所 深谷駅北口、熊谷駅南口  
集合時間 午前6時30分(深谷駅)、午前7時00分(熊谷駅)  
出発時間 午前6時45分(深谷駅)、午前7時15分(熊谷駅)  
会 費 7,000円(当日集金)

お申し込みは9月14日(金)までに支部事務局宛てにお願い致します。

支部事務局宛て FAX 048-521-9612

東京一日研修会に 参加します

当日の集合場所は 深谷駅北口 熊谷駅南口 です

氏 名

## 中小企業の会計に関する指針と中小企業の会計に関する基本要領について

### 1. 中小企業の会計に関する基本要領の趣旨及び効果

- ① 中小企業の会計に関する指針（以下「中小指針」という。）は、会計参与設置会社が抛ることが適当とされる点において、一定の水準を保った規範的なものと位置づけられています。一方、中小指針は、項目が多く複雑で理解しにくいとの声もあったため、中小指針に比べて簡便な会計処理をすることが適当とされる中小企業を対象として、中小企業の会計に関する基本要領（以下「中小会計要領」という。）が作成されました。
- ② 中小会計要領は、現時点において法務省等から会社法第 431 条の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当しているとの見解が得られていないものの、内容的には中小指針との整合性も図られており、作成に係るワーキンググループに法務省担当者もオブザーバーとして出席していることから、中小企業が参照するものとして基本的に不都合がないものになっています。
- ③ 中小指針を適用していない会社又は適用が困難な会社に対して、中小会計要領を普及させることは、日本の中小企業全体の会計水準向上につながり、また、さらに望ましい会計ルールである中小指針へのステップアップにつながる効果が期待されます。

（注）信用保証協会の中小企業会計割引制度を利用する場合、「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト（日税連制定）」は、「中小指針」の準拠を確認するチェックリストには該当しませんので、ご注意ください。

### 2. 中小会計要領、中小指針及び企業会計基準の位置づけ

区分	会社数	連結	単体
上場会社	約 3,600 社	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">                     国際会計基準 の任意適用                       企業会計基準                 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center;">                     企業会計基準                 </div>
金商法開示企業① (上場会社以外)	約 1,000 社		
会社法大会社② (上場会社及び①以外) (資本金 5 億円、又は負債総額 200 億円以上)	約 10,000 社 から上場会社、①に含まれる ものの数を除く	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center;">                     作成義務なし                 </div>	
上記以外の株式会社 (上場会社、①及び②以外)	約 260 万社 から上場会社、①、②に含 まれるものの数を除く		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">                     中小指針                 </div>
			<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">                     中小会計要領                 </div>

（出典）非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書資料を基に作成

### 3. 中小会計要領と中小指針の相違点

	中小会計要領	中小指針
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すもの</li> <li>・ 中小指針に拠ることを求めることが必ずしも適当でない中小企業を対象として、実態に即した会計処理のあり方を取りまとめるとの意見を踏まえて作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すもの</li> <li>・ とりわけ、会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に拠ることが適当</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の会計処理が認められている場合には、企業の実態等に応じて適切な会計処理を選択適用</li> <li>・ 中小会計要領で示していない場合、企業会計基準、中小指針、法人税法の処理から会計上適当な処理を選択適用</li> <li>・ 適切な記帳が前提</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべき</li> <li>・ しかし、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が一定の場合には認められる</li> <li>・ 会計情報を適時・正確に作成することが重要</li> </ul>
国際会計基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安定的な継続利用を目指し、国際会計基準の影響を受けない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで国際会計基準とのコンバージェンス等による企業会計基準の改定を勘案している</li> </ul>
項目数等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 項目数は基本的な 14 項目（税効果会計、組織再編の会計等は規定なし）</li> <li>・ 本要領の利用を想定する中小企業に必要な事項を簡潔かつ可能な限り平易に記載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 項目数は 18 項目（税効果会計、組織再編の会計等も規定）</li> <li>・ 中小会計要領よりも詳細に記載</li> </ul>
税務との関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実務における会計慣行を踏まえて規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の場合に適用できる               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 会計基準がなく税務上の処理が実態を適正に表している場合</li> <li>② あるべき会計処理と重要な差異がない場合</li> </ol> </li> </ul>

※ 要領・指針の各チェックリストについては、日税連 HP からダウンロードできます。

〔要領〕 <http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/pdf/youryouchecklist120327.pdf>

〔指針〕 <http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/pdf/checklist080522.pdf>

## 中小企業の会計に関する指針と中小企業の会計に関する基本要領について

### 1. 中小企業の会計に関する基本要領の趣旨及び効果

- ① 中小企業の会計に関する指針（以下「中小指針」という。）は、会計参与設置会社が拠ることが適当とされる点において、一定の水準を保った規範的なものと位置づけられています。一方、中小指針は、項目が多く複雑で理解しにくいとの声もあったため、中小指針に比べて簡便な会計処理をすることが適当とされる中小企業を対象として、中小企業の会計に関する基本要領（以下「中小会計要領」という。）が作成されました。
- ② 中小会計要領は、現時点において法務省等から会社法第 431 条の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当しているとの見解が得られていないものの、内容的には中小指針との整合性も図られており、作成に係るワーキンググループに法務省担当者もオブザーバーとして出席していることから、中小企業が参照するものとして基本的に不都合がないものになっています。
- ③ 中小指針を適用していない会社又は適用が困難な会社に対して、中小会計要領を普及させることは、日本の中小企業全体の会計水準向上につながり、また、さらに望ましい会計ルールである中小指針へのステップアップにつながる効果が期待されます。

（注）信用保証協会の中小企業会計割引制度を利用する場合、「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト（日税連制定）」は、「中小指針」の準拠を確認するチェックリストには該当しませんので、ご注意ください。

### 2. 中小会計要領、中小指針及び企業会計基準の位置づけ

区分	会社数	連結	単体
上場会社	約 3,600 社	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">                     国際会計基準 の任意適用                       企業会計基準                 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center;">                     企業会計基準                 </div>
金商法開示企業① (上場会社以外)	約 1,000 社		
会社法大会社② (上場会社及び①以外) (資本金 5 億円、又は負債総額 200 億円以上)	約 10,000 社 から上場会社、①に含まれる ものの数を除く	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center;">                     作成義務なし                 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">                     中小指針                 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">                     中小会計要領                 </div>
上記以外の株式会社 (上場会社、①及び②以外)	約 260 万社 から上場会社、①、②に含 まれるものの数を除く		

（出典）非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書資料を基に作成



### 3. 中小会計要領と中小指針の相違点

	中小会計要領	中小指針
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すもの</li> <li>・ 中小指針に拠ることを求めることが必ずしも適当でない中小企業を対象として、実態に即した会計処理のあり方を取りまとめるとの意見を踏まえて作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すもの</li> <li>・ とりわけ、会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に拠ることが適当</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の会計処理が認められている場合には、企業の実態等に応じて適切な会計処理を選択適用</li> <li>・ 中小会計要領で示していない場合、企業会計基準、中小指針、法人税法の処理から会計上適当な処理を選択適用</li> <li>・ 適切な記帳が前提</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべき</li> <li>・ しかし、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が一定の場合には認められる</li> <li>・ 会計情報を適時・正確に作成することが重要</li> </ul>
国際会計基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安定的な継続利用を目指し、国際会計基準の影響を受けない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで国際会計基準とのコンバージェンス等による企業会計基準の改定を勘案している</li> </ul>
項目数等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 項目数は基本的な 14 項目（税効果会計、組織再編の会計等は規定なし）</li> <li>・ 本要領の利用を想定する中小企業に必要な事項を簡潔かつ可能な限り平易に記載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 項目数は 18 項目（税効果会計、組織再編の会計等も規定）</li> <li>・ 中小会計要領よりも詳細に記載</li> </ul>
税務との関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実務における会計慣行を踏まえて規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の場合に適用できる</li> <li>① 会計基準がなく税務上の処理が実態を適正に表している場合</li> <li>② あるべき会計処理と重要な差異がない場合</li> </ul>

※ 要領・指針の各チェックリストについては、日税連 HP からダウンロードできます。

〔要領〕 <http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/pdf/youryouchecklist120327.pdf>

〔指針〕 <http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/pdf/checklist080522.pdf>

# 『関東信越税理士会会長メールマガジン』

## 購読受付について

本会ホームページから『関東信越税理士会会長メールマガジン』の購読受付を行っております。

操作手順は以下のとおりです。申込を完了されますと、ご指定のメールアドレスに登録完了の通知メールが届き、以後配信される会長メールマガジンの購読が可能となります。

### 〔操作手順〕

1. 本会ホームページの画面右「おすすめコンテンツ」から

関東信越税理士会  
会長メールマガジン

の

バナーをクリック。

2. 購読申請画面の申請区分から目的に応じた区分（◎新規 ○変更 ○解除）を選択し税理士登録番号を入力。

※登録番号は、関東信越税理士会以外の所属会員には対応しておりません。

3. 【確認】をクリックすると、パスワードとメールアドレスの入力画面に切り替わりますので、

パスワードは半角英数字 10 文字以内

メールアドレスはメルマガを受信するメールアドレス を入力。

4. 【登録】をクリックすると確認メッセージが表示され、【OK】をクリックすると登録完了となります。

※登録後に必ず登録完了の通知メールが届いていることをご確認ください。

## 損 益 計 算 書

自平成23年4月1日  
至平成24年3月31日

単位 円

### 【純 売 上 高】

売 上 高

420,000

420,000

売上総利益

420,000

### 【販売費及び一般管理費】

減 価 償 却 費

132,016

租 税 公 課

63,626

諸 会 費

5,000

管 理 費

82,800

雑 費

16,260

299,702

営業利益

120,298

### 【営業外収益】

受 取 利 息

3,133

雑 収 入

1,896

5,029

経常利益

125,327

税引前当期純利益

125,327

法人税、住民税及び事業税

75,300

当期純利益

50,027

日時 平成 24 年 8 月 7 日 (火)  
16 時 30 分～  
場所 ホテルガーデンパレス

## 税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの協議会連絡事項等

(1) 税務署職員の担当について

(総務課)

担当については別添 1 「平成 24 年 職員名簿」 のとおり

(2) e-Tax の普及・拡大について

(総務課)

(3) 期限内納付等について (管理運営部門)

- イ 消費税等納付チェック表の提出  
別添2「消費税等納付チェック表」参照
- ロ ダイレクト納付の利用  
別添3「ダイレクト納付を利用してみませんか(チラシ)」参照  
// 4「ダイレクト納付利用可能金融機関一覧」 //
- ハ 物納許可事務の広域運営  
熊谷署の物納許可事務 ⇒ 浦和署 納税専門官  
国税局 納税管理官

(4) 個人事業者の消費税中間申告について (管理運営部門)

- ・ 申告書の発送日 7月27日(金)
- ・ 対象者数 約 400件
- ・ 申告及び納期限 8月31日(金)
- ・ 振替日 9月27日(木)

(5) 取引等に関する資料の提出依頼について (管理運営部門)

- ・ 依頼文発送日 8月 1日(水)
- ・ 提出期限 9月 3日(月)

なお、提出に当たっては、同封されている返信用封筒をご利用ください。

光ディスク等で提出の場合、正・副一枚ずつ作成して同封願います。

ご不明な点がございましたら、管理運営第二部門(048-521-7807)までご連絡ください

(6) 納税困難者への納付指導のお願い (徴収部門)

(7) 確定申告が必要と見込まれる者及び確定申告に誤りがあると見込まれる者に対する申告(是正)案内について (個人課税部門)

- ・案内文書の発送予定日 8月17日(金)
- ・対象者数 約450件
- ・来署案内日 8月27日(月)～8月30日(木)
- ・案内会場 熊谷税務署 別館2階会議室

(8) 国外財産調書制度のチラシの国税庁ホームページ掲載について (個人課税部門)

- ・掲載日:平成24年7月20日(金)
- 別添5「国外財産調書の提出制度が創設されました(チラシ)」参照

(9) 特定路線価設定申出書及び個別評価申出書の提出先のお願 (資産課税部門)

(10) 「庭内神し」の敷地等に係る相続税法第12条第1項第2号の相続税の非課税規定の取扱いの変更について (資産課税部門)

別添6「『庭内神し』の敷地等に係る相続税法第12条第1項第2号の相続税の非課税規定の取扱いの変更について」参照

#### 添付書類

- 1 平成24年 職員名簿 (総務課)
- 2 消費税等納付チェック表 (管理運営部門)
- 3 ダイレクト納付を利用してみませんか(チラシ) (管理運営部門)
- 4 ダイレクト納付利用可能金融機関一覧 (管理運営部門)
- 5 国外財産調書の提出制度が創設されました(チラシ) (個人課税部門)
- 6 「庭内神し」の敷地等に係る相続税法第12条第1項第2号の相続税の非課税規定の取扱いの変更について (資産課税部門)



# 消費税等納付チェック表

( 関与先の法人・個人について提出してください。 ) 平成 年 月 日

納 税 者	住 所 (所在地)	市  町		
	氏 名 (名 称)	電話 - -		
	(代表者)		整理番号	
区 分	課税年度	納期限	申告区分	納付すべき税額
消費税及び 地方消費税		・ ・	中間 ・ 確定	円
申告所得税		・ ・	予定 ・ 確定	円
法 人 税		・ ・	中間 ・ 確定	円
納 付 予 定	<input type="checkbox"/> 納期限までに完納する ( <input type="checkbox"/> 振替納税により完納する(個人事業者) ) <input type="checkbox"/> 1か月以内に完納する ⇒ ( 月 日頃) <input type="checkbox"/> 1か月以内の納付困難 ⇒ 税務署の徴収部門で相談するよう 出署希望日 年 月 日 ご指導をお願いします。(電話 048-521-4121)			
振利 替用	個人事業者の振替納税の利用状況 (今回振替依頼書の提出の有無)	消費税及び 地方消費税	<input type="checkbox"/> 利 用 済 <input type="checkbox"/> 指 導 済 ( <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 )	申 告 所 得 税 <input type="checkbox"/> 利 用 済 <input type="checkbox"/> 指 導 済 ( <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 )
参 考	○ 法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税が課されます。 ○ 当該「消費税等納付チェック表」を提出された場合でも、督促状や納税催告書等が送付されます。 ○ 納税に関して、納税コールセンターから連絡する場合があります。			
関東信越税理士会熊谷支部所属			税 理 士	
			電 話	- -